

令和6年度
福島町議会定例会
3月会議議案

福島町

令和6年度 福島町議会定例会 3月会議議案目次

議案 番号	件 名	頁	区分
40	福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	7	議案
41	旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	11	議案
42	福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例	13	議案
43	福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	27	議案
44	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	29	議案
45	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	31	議案
46	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	33	議案
47	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	47	議案
48	福島町奨学資金条例の一部を改正する条例	53	議案
49	福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例	55	議案
50	福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例	57	議案
51	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	59	議案
52	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	63	議案
53	福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	69	議案
54	福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	71	議案
55	福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例	75	議案
56	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	77	議案
57	福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例	83	議案
58	第6次福島町総合計画の変更について	85	別冊1
59	福島町森林整備計画の策定について	103	別冊2
60	第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について	105	別冊3
61	第4期福島町地域福祉計画の策定について	107	別冊4

議案 番号	件 名	頁	区分
62	第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について	109	別冊5
63	令和7年度福島町一般会計予算	111	別冊6
64	令和7年度福島町国民健康保険特別会計予算	123	別冊7
65	令和7年度福島町介護保険特別会計予算	127	別冊7
66	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	139	別冊7
67	令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	143	別冊7
68	令和7年度福島町水道事業会計予算	147	別冊7
69	令和7年度福島町浄化槽事業会計予算	149	別冊7
70	福島町財政調整基金の積立金の処分について	151	議案
71	令和6年度福島町一般会計補正予算（第9号）	153	別冊8
72	令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	155	別冊8
73	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	157	別冊8
74	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	159	別冊8
75	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	161	別冊8
76	令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）	163	別冊8
77	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第4号）	165	別冊8
78	青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について	167	議案
79	青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について	169	議案
同意2	固定資産評価審査委員会委員の選任について	171	議案
同意3	福島町農業委員会委員の選任について	173	議案
同意4	福島町農業委員会委員の選任について	175	議案
同意5	福島町農業委員会委員の選任について	177	議案
同意6	福島町農業委員会委員の選任について	179	議案

議案 番号	件 名	頁	区分
同意7	福島町農業委員会委員の選任について	181	議案
同意8	福島町農業委員会委員の選任について	183	議案
同意9	福島町農業委員会委員の選任について	185	議案
諮問1	人権擁護委員の推薦について	187	議案
諮問2	人権擁護委員の推薦について	189	議案

議案第40号

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福島町犯罪被害者等支援条例(令和5年福島町条例第2号)第7条の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、福島町犯罪被害者等支援条例の定めるところによる。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2) 傷病 負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)であつて、その療養に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

(3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは傷病又は不同意性交等若しくは監護者性交等(以下これらを「性犯罪被害」という。)を受けたもので、警察に被害を届け出ることが困難であると認められる場合を除き、被害届出が警察に受理されているものに限る。

(4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者(当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時に町内に住所を有している者に限る。)をいう。

(見舞金の支給)

第3条 町長は、犯罪被害者があるときは、犯罪被害者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

(見舞金の種類等)

第4条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(第6条第2項の規定による第1順位の遺族をいう。)であり、かつ、死亡の原因となつた犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有している者

- (2) 傷病見舞金 犯罪行為により傷病を受けた者であり、かつ、傷病の原因となつた犯罪行為が行われた時から引き続き町内に住所を有している者
- (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪被害を受けた者であり、かつ、性犯罪被害を受けた時から引き続き町内に住所を有している者
(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
 - (2) 傷病見舞金 10万円
 - (3) 性犯罪被害見舞金 10万円
- 2 傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合、遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の額を控除した額とする。
- 3 性犯罪被害を受け、及び当該性犯罪被害により傷病を負つた者に対して支給する見舞金については、傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。
- 4 本町以外の機関等から同種の金銭給付を受けた場合にあつては、第1項各号に定める見舞金の額から当該金銭給付を受けた額を控除した額とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、当該遺族の協議により、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。この場合において、代表者に対して行つた見舞金の支給は、当該遺族全員に対してなされたものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があつたとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる場合、その他支援を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。
 - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、福島町暴力団排除条例（平成25年福島町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのもとの密接な関係を有する者であるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとい認められるとき。

（見舞金の支給申請）

第8条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知つた日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

（見舞金の支給決定の取消等）

第9条 町長は、第7条の規定に該当することが判明したとき、又は偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、当該見舞金の支給決定を取消し、既に支給を行つた見舞金の返還を求めることができる。

（規則への委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

議案第41号

旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料					別表2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料				
車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方				甲地方	乙地方	
37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円	37円	2,000円	16,000円	12,800円	1,000円
備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。					備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。				

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員等の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅費の種類)	(旅費の種類)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額又は実費により支給する。
8～15 (略)	8～15 (略)
(宿泊料)	(宿泊料)
第20条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。	第20条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。 <u>ただし、別表第1中の宿泊料をもつてその実費を支弁することができない場合は、その実費相当額とする。</u>
2 (略)	2 (略)

別表第1 内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)
		甲地方	乙地方	
37円	2,000円	13,100円	9,800円	1,000円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

別表第1 内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)
		甲地方	乙地方	
37円	2,000円	15,000円	11,800円	1,000円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項に基づき政令で指定された地方公共団体(札幌市を除く)をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 第3条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料					別表第2 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料				
車賃 (1kmに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)	車賃 (1kmに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)
		甲地方	乙地方				甲地方	乙地方	
37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円	37円	2,000円	16,000円	12,800円	1,000円
備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。					備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは職員の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)で定める地域の例によるものとする。				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する
条例

福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよ
うに定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 福島町水道事業の設置等に関する条例(昭和49年福島町条例第18号)の一
部を次のように改正する。

改正前	改正後
(地方公営企業法の適用) 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に <u>基づき、法の全部</u> を適用する。	(地方公営企業法の適用) 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び <u>地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、水道事業に法第2条第2項に規定する財務規程等</u> を適用する。
(組織) <u>第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第8条の2の規定に基づき水道事業に管理者を置かないものとする。</u> <u>2 法第14条の規定に基づき町長の権限に属する事務を処理させるため、建設課を置く。</u>	(削る)
(重要な資産の取得及び処分) 第5条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除)	(重要な資産の取得及び処分) 第4条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地	第5条 法第34条において準用する地

方自治法(昭和22年法律第67号) 第24条の2第4項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100,000円以上である 場合とする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 町長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに提出しなければならない。

2 (略)

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、町長は、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

方自治法(昭和22年法律第67号) 第24条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1,000,000円を超える 場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 (略)

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年福島町条例第27号)の全部を廃止する。

(福島町水道事業給水条例の一部改正)

第3条 福島町水道事業給水条例(昭和47年福島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第4条)</p> <p>第2章 給水装置の工事<u>及び費用</u> (第5条～<u>第13条</u>)</p> <p>第3章 給水(<u>第14条～第24条</u>)</p> <p>第4章 料金及び手数料(<u>第25条～第34条</u>)</p> <p>第5章 管理(<u>第35条</u>～第40条)</p> <p>第6章 貯水槽水道(第41条・第42条)</p> <p>第7章 補則(第43条)</p> <p>附則 (条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、福島町水道事業の給水についての料金及び<u>給水装置工事の費用の負担</u>、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 削除</p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の4種とする。</p> <p>(1) 専用給水装置 1世帯又は、1箇所で専用するもの。</p> <p>(2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの。</p> <p>(3) 船舶給水装置 町の給水施設より船舶に給水するもの。</p> <p>(4) 私設消火<u>せん</u> 消防用に使用するもの。</p> <p>第2章 給水装置の工事<u>及び費用</u></p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第4条)</p> <p>第2章 給水装置の工事(第5条～<u>第11条</u>)</p> <p>第3章 給水(<u>第12条～第22条</u>)</p> <p>第4章 料金及び手数料(<u>第23条～第33条</u>)</p> <p>第5章 管理(<u>第34条</u>～第40条)</p> <p>第6章 貯水槽水道(第41条・第42条)</p> <p>第7章 補則(第43条)</p> <p>附則 (条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、福島町水道事業の給水についての料金及びその他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 給水区域は、福島町水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)第3条に定める給水区域とする。</p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の4種とする。</p> <p>(1) 専用給水装置 1世帯又は、1箇所で専用するもの</p> <p>(2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの</p> <p>(3) 船舶給水装置 町の給水施設より船舶に給水するもの</p> <p>(4) 私設消火<u>栓</u> 消防用に使用するもの</p> <p>第2章 給水装置の工事</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p>

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年、法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認められたものについては、町において、その費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、**町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となつた者を除く。）**（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事（修繕に係る工事を除く。）を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受け

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり町長は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（給水装置の新設申込みの保留）

第6条 第2条に定める給水区域内であつても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、**修繕**又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認められたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第8条 給水装置工事は、町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

なければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 (略)

2 (略)

(工事費の算出方法)

第8条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下「消費税相当額」という。)を加算した額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 給水装置工事をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(削る)

3 前2項に規定する費用の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

(削る)

第9条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後に精算する。

(工事費の分納)

(削る)

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造、修繕の工事に関するものに限り、町長が定めるところにより、町長の承認を受けて、6ヶ月以内において分納することができる。ただし、この場合においては本町在住者にして相当の資力ある者1人以上を連帯保証人として選定することを要する。

2 前項の給水工事は、第1回を分納した後、これを施行する。

3 分割工事費は、毎月その残額の100分の1に相当する金額を加算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

(削る)

第11条 町長が、給水装置の工事を施行した場合は、その工事費が完納になるまで町長が当該給水装置の所有権を留保し、その間における管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

(削る)

第12条 町長が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期間内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により給水装置を撤去したときは、その給水装置を処分し

て未納の工事費、撤去に要した費用及びその他の経費に充当し、なお過不足があるときは、還付又は追徴する。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、その給水装置の所有者又は水道の使用者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。

(給水の原則)

第14条 (略)

(給水の申込)

第15条 (略)

(給水装置所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 共用給水装置を使用する者

(給水装置の変更等の工事)

第10条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。
(第三者の異議についての責任)

第11条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(給水の原則)

第12条 (略)

(給水契約の申込)

第13条 (略)

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、町長に届け出なければならない。代理人に変更があつたときも又、同様とする。

(管理人の選定)

第15条 給水装置を共有する者又は町長が必要と認める者は、水道の使用についての事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(3) その他町長が必要と認めた者

2 (略)

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第19条 (略)

(届出の義務)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火せんを使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに町長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(共用給水装置の設置及び使用)

第21条 (略)

(私設消火せんの使用)

第22条 私設消火せんは、消防又は、消防の演習の場合のほか使用してはな

2 (略)

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 町長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置することができる。

3 メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

4 メーターの位置が管理上不適切となつたときは、町長は所有者又は使用者の負担において、これを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第17条 (略)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) メーターの口径又は用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(共用給水装置の設置及び使用)

第19条 (略)

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は、消防の演習の場合のほか使用してはなら

らない。

- 2 私設消火せんを、消防の演習に使用するときには、町長の指定する町職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- 2 (略)

3 メーターの設置場所に、検針、検査及び修繕の支障となる建築物、工作物又は物件を設置してはならない。

- 4** 第1項及び第3項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行ない、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実質額を徴収する。

(料金の支払義務)

第25条 (略)

(料金)

第26条 (略)

(料金の算定)

第27条 料金は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が定めた日をいう。)にメーターにより

ない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときには、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- 2 (略)

(削る)

- 3** 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 町長は、第1項の管理義務を怠つた者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 町長は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(料金の支払義務)

第23条 (略)

(料金)

第24条 (略)

(料金の算定)

第25条 料金は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が定めた日をいう。)にメーターの検針

給水量の計量を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日にメーターを計量することができる。この場合において、当該計量は、定例日になされたものとみなす。

2 水道の使用をやめたとき、又は中止したときは、その都度使用水量を計算し料金を算定する。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 町長は、次の各号の一に該当する時は、使用水量及びその用途を認定する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に掲げる金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

を行い、使用水量に応じその日の属する月分として算定する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) (略)

(2) メーターが設置されていないとき。

(3) (略)

(4) 用途その他、算定基準の届出が事実と相違するとき。

(5) (略)

(削る)

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に掲げる金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 使用日数が15日以下で、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額

(2) 使用日数が15日を超えるとき又は、使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、基本料金と超過料金との合計額

2 月の中途においてその用途に変更があつた場合の料金は、その使用日数の多い料率によつて算定し、その

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 (略)

(水道メーター使用料)

第31条 (略)

(料金及び使用料の徴収方法)

第32条 料金及び使用料は、納入告知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、やむを得ない理由があるとき町長は、2月以上まとめて徴収することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 町長が給水装置工事の設計をするとき、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

(2) 第7条第1項の指定をするとき、1件につき10,000円とする。

(3) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)又は工事検査をするとき、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

2 第35条に規定する検査に係る手数料については、新設1件につき4,400円、改造1件につき2,600円とする。

使用日数が等しいときは、変更後の用途の料金により算定する。

(無届使用に対する認定)

第28条 前使用者の給水装置を町長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 (略)

(水道メーター使用料)

第30条 (略)

(料金及び使用料の徴収方法)

第31条 料金及び使用料は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(削る)

(1) 第8条第1項の給水装置工事事業者の指定をするときは、1件につき10,000円とする。

(2) 第8条第2項の給水装置工事の設計審査をするときは、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

(3) 第8条第2項の給水装置工事の工事検査をするときは、新設1件につき2,200円、改造1件につき1,300円とする。

(削る)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、使用料及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第35条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、**水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条**に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、**町長又は**指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを**検査により**確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が**第8条、第23条第2項、第26条又は第31条、第33条の規定による工事費、修繕費、料金**

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、**この条例によつて納付しなければならない**料金、使用料及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第34条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、**政令第6条**に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水**契約**の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者**等**に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者**等**が**第10条第2項、第16条第4項の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第**

若しくは使用料又は手数料を指定納期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第27条の使用水量の計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水せんを、汚染のおそれのある器物又は、施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 (略)

(過料)

第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) (略)

(2) 正当な理由がなく、第18条第2項、第27条、第35条、第37条の規定によるメーターの設置、給水量の計量、給水装置の検査、給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第26条又は、第31条、第33条の規定による料金若しくは使用料又は、手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(5) 私設消火せんを消防以外に使用した者

39条の使用料、第32条の手数料、その他本条例の規定により納付する金額を指定納期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者等が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は、施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第37条 (略)

(給水装置操作の禁止)

第38条 メーター、止水栓、消火栓、その他特に定められた給水装置は、町職員又は指示された者以外これを操作してはならない。

(過料)

第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) (略)

(2) 正当な理由がなく第10条の給水装置の変更の工事施工、第16条のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第34条の検査及び第35条、第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第21条の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(削る)

(4) 私設消火栓を消防以外に使用した者

<p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第40条 町長は、詐欺、その他、不正の行為によつて、<u>第26条、第31条、第33条の規定による料金若しくは使用料又は手数料の徴収を免れた者</u>に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>	<p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第40条 町長は、詐欺、その他、不正の行為によつて<u>第24条の料金、第30条の使用料又は第32条の手数料の徴収を免れた者</u>に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第43号

福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

福島町犯罪被害者等支援条例(令和5年福島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、福島町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もつて犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき</u>、福島町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もつて犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。</p> <p><u>(見舞金の支給)</u></p> <p><u>第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に条例で定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金の支給を行うものとする。</u></p>
<p>(日常生活の支援)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(安全の確保)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(就業の支援)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p>(日常生活の支援)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(安全の確保)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(就業の支援)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>

(支援を行わないことができる場合)	(支援を行わないことができる場合)
第10条 (略)	第11条 (略)
(連携協力)	(連携協力)
第11条 (略)	第12条 (略)
(委任)	(委任)
第12条 (略)	第13条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福島町犯罪被害者等支援条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪等による犯罪被害者等について適用する。

議案第44号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする</u></p>

状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) 第61条第32項 において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) 第61条の2第20項 の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第46号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当) 第9条 (略) 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の道がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>弟妹</u> (3) (略) (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u> (5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (6) <u>重度心身障害者</u> 3 扶養手当の月額は、前項第1号から第3号及び第5項から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人つき6,500円、同項第4号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳</p>	<p>(扶養手当) 第9条 (略) 2 前項の扶養<u>手当の支給について</u>は、次に掲げる者で他に生計の道がなく主としてその職員の扶養を受けているものを<u>扶養親族とする</u>。 (1) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>孫</u> (3) (略) (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>弟妹</u> (5) <u>重度心身障害者</u> 3 扶養手当の月額は、前項第1号に<u>該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳</p>

に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員にいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日である時は、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 削除

においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定に準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(通勤手当)

第10条の2 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(通勤手当)

第10条の2 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この条において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)又は前号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

得た額、第1号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)又は前号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(寒冷地手当)

第11条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。↓)に在職する職員(常時勤務に服する職員をいい、定年前再任用短時間勤務職員に採用された職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して寒冷地手当を支給する。

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(寒冷地手当)

第11条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員(常時勤務に服する職員及び地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して寒冷地手当を支給する。

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職

員として規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は条例による休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額

- 4 (略)
(定年前再任用短時間勤務職員について適用除外)

第21条 第9条、第10条の3、第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則(令和5年3月8日条例第3号)
(職員の給与に関する条例の一部)

員として規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は条例による休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

- 4 (略)
(定年前再任用短時間勤務職員について適用除外)

第21条 第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則(令和5年3月8日条例第3号)
(職員の給与に関する条例の一部)

<p>改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。) 第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 職員の給与に関する条例第4条第8項、第4条、第9条、第10条及び第10条の3、第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。) 第13条第2項の規定を適用する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 職員の給与に関する条例第3条第8項、第4条及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1を次のように改める。

別表第1
給料表

職員職務 の区分	号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	

17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700

58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			

	99		301,000	350,600			
	100		301,400	351,000			
	101		301,600	351,500			
	102		301,900	351,900			
	103		302,200	352,300			
	104		302,500	352,700			
	105		302,700	353,200			
	106		303,000	353,600			
	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に

掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準じる職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（規則への委任）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表(附則第2条関係)

号俸の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4

17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48

61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			

105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

議案第47号

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 65万円 を超える場合には、基礎課税額は、 65万円 とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 66万円 を超える場合には、基礎課税額は、 66万円 とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 24万円 を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 24万円 とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 26万円 を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 26万円 とする。
4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得	第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得

金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.85を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について25,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 26,000円

(2) 特定世帯 13,000円

金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.33を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 27,400円

(2) 特定世帯 13,700円

(3) 特定継続世帯 19,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

(2) 特定世帯 3,700円

(3) 特定継続世帯 5,550円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.80を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,300円とす

(3) 特定継続世帯 20,550円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.53を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,800円

(2) 特定世帯 4,400円

(3) 特定継続世帯 6,600円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.96を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とす

る。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を

る。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を

<p>加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第48号

福島町奨学資金条例の一部を改正する条例

福島町奨学資金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町奨学資金条例の一部を改正する条例

福島町奨学資金条例(平成26年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(奨学生) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者 (以下「奨学生」という。)は、次の 条件を備えたものでなければなら ない。 (1)・(2) (略) (3) <u>2人</u> の連帯保証人が得られる こと。	(奨学生) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者 (以下「奨学生」という。)は、次の 条件を備えたものでなければなら ない。 (1)・(2) (略) (3) 連帯保証人が得られること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第49号

福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例

福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例

福島町小笠原実奨学金基金条例(平成13年福島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(奨学生の願出) 第6条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>保証人2名</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第11条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略) (2) 本人及び <u>保証人</u> の住所、その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。	(奨学生の願出) 第6条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>連帯保証人</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第11条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略) (2) 本人及び <u>連帯保証人</u> の住所、その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第50号

福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例

福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例

福島町花田俊勝奨学金基金条例(平成17年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(奨学生の願出) 第7条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>保証人2名</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第12条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略)	(奨学生の願出) 第7条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>連帯保証人</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第12条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略) (2) <u>本人及び連帯保証人の住所、その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。</u> <u>(委任)</u> 第13条 <u>この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第51号

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27
年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育所等との連携) 第6条 (略) (1) 利用乳幼児に集団保育を体験 させるための機会の設定、保育の 適切な提供に必要な家庭的保育事 業者等に対する相談、助言その他 の保育の内容に関する支援 <u>を行う</u> こと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等によ り保育の提供を受けていた利用乳 幼児(事業所内保育事業の利用乳 幼児にあつては、第42条に規定す るその他の乳児又は幼児に限る。 以下この号において同じ。)を、当 該保育の提供の終了に際して、当 該利用乳幼児に係る保護者の希望 に基づき、引き続き当該連携施設 において受け入れて教育又は保育 を提供すること。	(保育所等との連携) 第6条 (略) (1) 利用乳幼児に集団保育を体験 させるための機会の設定、保育の 適切な提供に必要な家庭的保育事 業者等に対する相談、助言その他 の保育の内容に関する支援 <u>(次項 において「保育内容支援」という。) を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等によ り保育の提供を受けていた利用乳 幼児(事業所内保育事業の利用乳 幼児にあつては、第42条に規定す るその他の乳児又は幼児に限る。 以下この号 <u>及び第6項第1号</u> におい て同じ。)を、当該保育の提供の終 了に際して、当該利用乳幼児に係 る保護者の希望に基づき、引き続 き当該連携施設において受け入れ て教育又は保育を提供すること。 <u>2 町長は、家庭的保育事業者等によ る保育内容支援の実施に係る連携施</u>

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る協力連携を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第52号

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同</p>

じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとき

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

は、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第53号

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 (略) (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号 <u>ロ</u> (2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 (略) (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号 <u>イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数<u>（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員</u></p>

- (1)・(2) (略)
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) (略)
- (2) **前項**の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると福島町地域包括支援

務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) (略)
- (2) **第1項**の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると福島町地域包括支

<p>センター運営協議会(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合</p> <p>(3) (略)</p>		<p>援センター運営協議会において認められた場合</p> <p>(3) (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例

福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例

福島町製氷貯氷施設条例(平成29年福島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第7条関係) 福島町製氷貯氷施設利用料			別表(第7条関係) 福島町製氷貯氷施設利用料		
項目	利用料等		項目	利用料等	
製氷料	1トン当たり	<u>10,000円</u> 以内 (消費税及び地方消費税を含まない。)	製氷料	1トン当たり	<u>15,000円</u> 以内 (消費税及び地方消費税を含まない。)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第56号

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年福島町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき</u>資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1年6月</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「<u>専門職大学前期課程</u>」)と</p>

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事し

いう。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事し

た経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又

た経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) (略)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課

はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については3年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)ごとに規定する最低経験を有する者

<p>(6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>年数の<u>2分の1</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 国土交通大臣<u>及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の<u>管理</u>に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であつて、<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者</u>であつて、<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>
-----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第57号

福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例

福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例

福島町チャレンジスピリット応援条例(令和2年福島町条例第5号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に指定を受け、助成対象となつている起業者等に対する第4条に規定する助成措置については、なお、従前の例による。

2 この条例による廃止前の第7条、第8条第1項第2号、第9条及び第10条の規定については、なお従前の例による。

議案第58号

第6次福島町総合計画の変更について

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第6次福島町総合計画（令和6年度3月改訂版）
前期実施計画（R6～R9）・展望計画

総括表

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳					展望計画 R10～R13 件数
				R6	R7	R8	R9	R10～R13	
				(単位：千円)					
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	9	613,800	161,700	134,500	119,800	197,800	0	
	農林業の振興	9	193,000	52,700	52,100	44,100	44,100	5	
	観光業の振興	9	178,900	59,600	41,100	41,100	37,100	3	
	商工業の振興	3	112,500	55,500	19,000	19,000	19,000	0	
	就労・創業支援の充実	5	117,400	40,400	28,400	24,300	24,300	4	
小計	35	1,215,600	369,900	275,100	248,300	322,300	12		
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	68,400	20,400	16,000	16,000	16,000	2	
	教育環境の充実	12	843,700	487,400	116,100	117,100	123,100	9	
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0	
	スポーツの振興	1	48,700	0	41,200	5,000	2,500	1	
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	
小計	19	992,800	539,800	173,300	138,100	141,600	12		
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	4	194,500	56,200	7,300	5,500	125,500	1	
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	
	健康増進と保健・医療の充実	4	117,800	37,800	15,000	9,000	56,000	2	
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	8	312,300	94,000	22,300	14,500	181,500	3	
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	18	958,600	220,500	241,900	179,200	317,000	7	
	防災・消防体制の充実	12	275,700	81,300	119,600	47,400	27,400	3	
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0	
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	31	1,507,900	343,400	387,400	321,800	455,300	15	
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	地域間交流の促進	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400	0	
	移住・定住の支援	3	499,800	70,600	121,900	188,500	118,800	3	
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	
	行政運営の推進	6	199,200	45,700	50,000	27,400	76,100	2	
	小計	10	807,900	208,800	171,900	225,900	201,300	5	
総合計	109	4,836,500	1,555,900	1,030,000	948,600	1,302,000	47		

総括表

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳					展望計画 R10～R13 件数
				R6	R7	R8	R9	R10～R13	
				(単位：千円)					
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	9	639,100	161,700	159,800	119,800	197,800	0	
	農林業の振興	10	197,000	52,700	49,100	50,600	44,600	6	
	観光業の振興	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3	
	商工業の振興	4	116,500	55,500	23,000	19,000	19,000	0	
	就労・創業支援の充実	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500	3	
小計	37	1,277,000	369,900	319,100	260,000	328,000	12		
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	子育て支援の充実	4	170,800	20,400	12,400	14,000	14,000	2	
	教育環境の充実	12	850,300	487,400	105,700	134,100	123,100	9	
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0	
	スポーツの振興	2	16,800	0	3,100	8,100	5,600	2	
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	
小計	20	1,069,900	539,800	231,200	156,200	142,700	13		
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	5	199,500	56,200	10,500	7,300	125,500	1	
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	
	健康増進と保健・医療の充実	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000	2	
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	9	328,200	94,000	36,400	16,300	181,500	3	
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	19	987,800	211,000	181,800	359,200	235,800	8	
	防災・消防体制の充実	12	424,100	81,300	208,000	77,400	57,400	3	
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	12,500	0	0	0	0	
	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	32	1,694,800	333,900	490,300	464,500	406,100	16	
一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり	地域間交流の促進	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400	0	
	移住・定住の支援	3	517,900	70,600	140,000	188,500	118,800	3	
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	
	行政運営の推進	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2	
	小計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5	
総合計	113	5,269,700	1,546,400	1,310,500	1,150,800	1,262,000	49		

変更前

変更後

2頁

2頁

総括表（事業主体別内訳）

総括表（事業主体別内訳）

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳				展望計画 R10～R13 件数
			R6	R7	R8	R9	
町	94	186,800	52,400	20,700	53,400	60,300	317,800
国庫支出金		143,400	48,100	31,600	36,600	27,100	120,400
道支出金			0	0	0	0	0
町負担金		1,736,500	662,000	221,200	331,800	521,500	1,120,900
地方債		757,700	206,100	212,600	151,800	187,200	246,400
その他		1,776,500	499,100	440,300	353,100	484,000	1,811,700
一般財源		4,600,900	1,467,700	926,400	926,700	1,280,100	3,617,200
事業費							
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	2	40,200	23,500	16,700	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	0	0	0	0
事業費		40,200	23,500	16,700	0	0	0
国庫支出金		1,500	1,500	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	8	71,000	16,100	47,300	3,800	3,800	2,400
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		29,700	8,200	21,500	0	0	0
事業費		102,200	25,800	68,800	3,800	3,800	2,400
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	5	58,000	14,500	14,500	14,500	14,500	0
その他		20,800	20,800	0	0	0	0
一般財源		14,400	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400
事業費		93,200	38,900	18,100	18,100	18,100	14,400

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳				展望計画 R10～R13 件数
			R6	R7	R8	R9	
町	98	341,500	52,400	129,400	79,400	80,300	398,800
国庫支出金		148,800	48,100	37,000	36,600	27,100	120,400
道支出金			0	0	0	0	0
町負担金		1,911,500	665,900	488,100	301,200	456,300	1,348,900
地方債		951,800	206,100	210,600	277,600	157,500	246,400
その他		1,764,900	485,700	326,200	434,100	518,900	1,762,900
一般財源		5,018,500	1,458,200	1,191,300	1,128,900	1,240,100	3,877,400
事業費							
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	2	55,800	23,500	32,300	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	0	0	0	0
事業費		55,800	23,500	32,300	0	0	0
国庫支出金		1,500	1,500	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	8	71,000	16,100	47,300	3,800	3,800	2,400
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		29,700	8,200	21,500	0	0	0
事業費		102,200	25,800	68,800	3,800	3,800	2,400
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	5	58,000	14,500	14,500	14,500	14,500	0
その他		20,800	20,800	0	0	0	0
一般財源		14,400	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400
事業費		93,200	38,900	18,100	18,100	18,100	14,400

3頁 変更前												3頁 変更後											
【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）												【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）											
【項目】 水産業の振興												【項目】 水産業の振興											
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)	事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)								
			R6	R7	R8	R9					R6	R7	R8	R9									
(略)							(略)																
吉岡漁港岸壁改良整備事業	町	26,000	天蓋施設整備 低天端岸壁整備	天蓋施設整備 低天端岸壁整備			吉岡漁港岸壁改良整備事業	町	41,600	天蓋施設整備 低天端岸壁整備	天蓋施設整備 低天端岸壁整備												
福島漁港整備事業	町	6,500	16,000 海水取水管移設 工事	10,000			福島漁港整備事業	町	16,200	16,000 海水取水管移設 工事	25,600 海水取水管移設 工事 (原状復旧)												
(略)			6,500				(略)			6,500	9,700												
項目合計	9	613,800	161,700	134,500	119,800	197,800	項目合計	9	639,100	161,700	159,800	119,800	197,800	0									

4頁

4頁

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
【項目】 農林業の振興

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
【項目】 農林業の振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
活性化センター改修事業	町	6,000		屋根塗装工事 外壁塗装工事 ほか		屋根塗装工事 外壁塗装工事 ほか	6,000
町有林造成事業	町	60,000	間伐等 人工造林外	間伐等 人工造林外	間伐等 人工造林外	間伐等 人工造林外	60,000
(略)			15,000	15,000	15,000	15,000	60,000
(略)							
有蓋駐車除用車 購入	町	1,000		有蓋駐車除用車 （軽トラ） の購入			備蓄資金組合 還金
				備蓄資金組合 還金			備蓄資金組合 還金
項目合計	9	193,000	52,700	52,100	44,100	44,100	5 182,400

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
活性化センター改修事業	町	6,000		屋根塗装工事 外壁塗装工事 ほか		屋根塗装工事 外壁塗装工事 ほか	6,000
町有林造成事業	町	63,000	間伐等 人工造林外	間伐等 人工造林外	間伐等 人工造林外	間伐等 人工造林外	60,000
(略)			15,000	18,000	15,000	15,000	60,000
(略)							
有蓋駐車除用車 購入	町	1,000		有蓋駐車除用車 （軽トラ） の購入			備蓄資金組合 還金
				備蓄資金組合 還金			備蓄資金組合 還金
項目合計	9	197,000	52,700	49,100	50,600	44,600	6 184,500

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
 【項目】観光業の振興

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
 【項目】観光業の振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
福島町岩部海岸わくわくクルーズ事業	町	20,400	管理委託及び運航支援 5,100	管理委託及び運航支援 5,100	管理委託及び運航支援 5,100	管理委託及び運航支援 5,100	
道の駅再整備事業	町	32,800	管理業務委託料 11,800	管理業務委託料 7,000	管理業務委託料 7,000	管理業務委託料 7,000	基本構想策定再整備実施設計施設再整備 町 1,013,000
(略)							
アニメツアーリズム推進事業	町	26,700	アニメーション作成 9,700	アニメーション作成 7,000	アニメーション作成 7,000	アニメーション作成 3,000	
項目合計	9	178,900	59,600	41,100	41,100	37,100	3 1,255,000

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
福島町岩部海岸わくわくクルーズ事業	町	24,100	管理委託及び運航支援 5,100	管理委託及び運航支援 8,800	管理委託及び運航支援 5,100	管理委託及び運航支援 5,100	
道の駅再整備事業	町	41,200	管理業務委託料 11,800	管理業務委託料、備品購入 15,400	管理業務委託料 7,000	管理業務委託料 7,000	基本構想策定再整備実施設計施設再整備 町 1,013,000
(略)							
アニメツアーリズム推進事業	町	31,200	アニメーション作成 9,700	アニメーション作成 11,500	アニメーション作成 7,000	アニメーション作成 3,000	
項目合計	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3 1,255,000

6頁

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
 【項目】 商工業の振興

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
 【項目】 商工業の振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	3	112,500	55,500	19,000	19,000	19,000

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
町制施行70周年記念事業	町	4,000		記念事業としての町イベント開催への支援		
			4,000			
項目合計	4	116,500	55,500	23,000	19,000	19,000

7頁

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
 【項目】 就労・創業支援の充実

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針1）
 【項目】 就労・創業支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
地域おこし協力隊事業	町	11,200	地域おこし協力隊員1名、高校魅力化推進1名	地域おこし協力隊員1名、高校魅力化推進1名	地域おこし協力隊員2名、高校魅力化推進2名	地域おこし協力隊員2名、高校魅力化推進2名
			7,100	4,100	0	0
			設備投資助成金	設備投資助成金	設備投資助成金	設備投資助成金
チャレンジスピリット応援事業	町	45,000	18,000	9,000	9,000	9,000
(略)						
項目合計	5	117,400	40,400	28,400	24,300	24,300
基本方向合計	35	1,215,600	369,900	275,100	248,300	322,300
						4
						97,200
						36,000
						12
						1,534,600

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
地域おこし協力隊事業	町	31,700	地域おこし協力隊員1名、高校魅力化推進1名	地域おこし協力隊員2名、高校魅力化推進2名	地域おこし協力隊員2名、高校魅力化推進2名	地域おこし協力隊員2名、高校魅力化推進2名
			7,100	8,200	8,200	8,200
			設備投資助成金	設備投資助成金	設備投資助成金	設備投資助成金
チャレンジスピリット応援事業	町	36,000	18,000	6,000	6,000	6,000
(略)						
項目合計	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500
基本方向合計	37	1,277,000	369,900	319,100	260,000	328,000
						3
						61,200
						12
						1,500,700

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）
 【項目】子育て支援の充実

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）
 【項目】子育て支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
子ども医療費助成事業	町	39,600	子ども医療費の助成 8,100	子ども医療費の助成 10,500	子ども医療費の助成 10,500	子ども医療費の助成 10,500	子ども医療費の助成 42,000
妊婦さん支援給付金事業	町	8,000	設備投資助成金 2,000	設備投資助成金 2,000	設備投資助成金 2,000	設備投資助成金 2,000	
認定こども園福島保育所改修事業	町	6,800	改修計画 6,800				
項目合計	4	68,400	20,400	16,000	16,000	16,000	2

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
子ども医療費助成事業	町	36,600	子ども医療費の助成 8,100	子ども医療費の助成 7,500	子ども医療費の助成 10,500	子ども医療費の助成 10,500	子ども医療費の助成 42,000
妊婦さん支援給付金事業	町	2,000	設備投資助成金 2,000				
認定こども園福島保育所改修事業	町	118,200	改修計画 6,800	建築主体工事 機械設備工事 電気設備・外構工事 111,400			
項目合計	4	170,800	20,400	122,400	14,000	14,000	2

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）
 【項目】教育環境の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
教育用コンピュータ等整備事業	町	<u>34,800</u>	ICT支援員派遣 コンピュータ更新 新ネットワークア セス	ICT支援員派遣 備蓄金組合生 産 基金	ICT支援員派遣 備蓄金組合生 産 基金	ICT支援員派遣 備蓄金組合生 産 基金	ICT支援員派遣 備蓄金組合生 産 基金
高校魅力化推進事業	町	<u>433,700</u>	3,900 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助、交流セン ター増	18,300 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助	6,300 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助	6,300 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助	25,200 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助
(略)			354,800	26,300	26,300	26,300	65,600
福島町青少年交流センター施設管理事業	町	<u>116,500</u>	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入
(略)			26,500	30,000	30,000	30,000	120,000
給食センター施設整備事業	町	17,000	ボイラー改修				給食配送車更新
項目合計	12	<u>843,700</u>	487,400	<u>116,100</u>	<u>117,100</u>	<u>123,100</u>	9 1,062,800

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）
 【項目】教育環境の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
教育用コンピュータ等整備事業	町	<u>39,300</u>	ICT支援員派遣 コンピュータ更新 新ネットワークア セス	原庄往住用タワ レシ 備蓄金組合生 産 基金 ネットワー ク改 修	備蓄金組合生 産 基金	備蓄金組合生 産 基金	備蓄金組合生 産 基金
高校魅力化推進事業	町	<u>430,300</u>	3,900 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助、交流セン ター増	22,800 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助	6,300 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助	6,300 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助	25,200 入学奨励金、各 種補助学定期、大 会補助
(略)			354,800	22,900	26,300	26,300	65,600
福島町青少年交流センター施設管理事業	町	<u>122,000</u>	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入	食事・清掃業務 委託 備品購入 給食材料購入
(略)			26,500	35,500	30,000	30,000	120,000
給食センター施設整備事業	町	17,000			ボイラー改修		給食配送車更新
項目合計	12	<u>850,300</u>	487,400	<u>105,700</u>	<u>134,100</u>	<u>123,100</u>	9 1,062,800

変更前

11頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）
【項目】 スポーツの振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町民プール改修事業	町	26.100		8.700	8.700	16,800
				8.700	5.000	2,500
項目合計	1	48.700	0	41.200	138.100	141.600
基本方向合計	19	992.800	539,800	173.300	138.100	1,123.800

変更後

11頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）
【項目】 スポーツの振興

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
ファミリースポーツ公園改修事業	町	9.300		3.100	3.100	5.100
				3.100	3.100	3.100
町民プール改修事業	町	7.500				
項目合計	2	16.800	0	3.100	8.100	5.600
基本方向合計	20	1,069.900	539,800	231.200	156.200	142.700

変更前

12頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）
【項目】 高齢者福祉の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
生活支援ハウス改修事業	町	1,800				
項目合計	4	194.500	56,200	7.300	5.500	125,500
基本方向合計	5	199.500	56,200	10.500	7.300	125,500

変更後

12頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）
【項目】 高齢者福祉の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
芸術鑑賞事業	町	5.000		5.000		
生活支援ハウス改修事業	町	1,800				
項目合計	5	199.500	56,200	10.500	7.300	125,500
基本方向合計	5	199.500	56,200	10.500	7.300	125,500

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）
 【項目】健康増進と保健・医療の充実

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）
 【項目】健康増進と保健・医療の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
がん検診推進事業	町	29,400	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)
			7,800	9,600	6,000	6,000	24,000
吉岡温泉改修事業	町	42,300	防音壁設置工事 煙・臭気対策工事	深井戸水中モーターポンプ入替工事			深井戸水中モーター (R10・R13)
			26,000	16,300			18,000
(略)							
項目合計	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000	42,000
基本方向合計	9	328,200	94,000	36,400	16,300	181,500	64,000

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
がん検診推進事業	町	25,800	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)
			7,800	6,000	6,000	6,000	24,000
吉岡温泉改修事業	町	35,000	防音壁設置工事 煙・臭気対策工事	深井戸水中モーターポンプ入替工事			深井戸水中モーター (R10・R13)
			26,000	9,000			18,000
(略)							
項目合計	4	117,800	37,800	15,000	9,000	56,000	42,000
基本方向合計	8	312,300	94,000	22,300	14,500	181,500	64,000

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針IV）
 【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
(略)							
町道整備事業	町	208,000	川原町汐見町線 L=220m W=4.3～4.7m	汐見町2号線 L=50m W=8.5m	外 外2 赤川2号線 L=50m W=5.5m	福島港線 外 町	182,000
町道局部改良事業	町	25,000	福島小学校線 (委託) L=50m W=8.5m 調査測量設計	福島小学校線 (工事) L=50m W=8.5m			
町道舗装補修事業	町	15,200	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	黒岩線 L=160m W=6.0m	黒岩線 L=100m W=5.5m	吉野1号線、2号 線外 町	22,200
(略)							
道路台帳デジタル 化事業	町	12,000		道路台帳デジタル 化			
橋梁長寿命化事業	町	141,900	桧倉橋	黒野橋 補修設計	折加内橋 橋梁点検4橋 計画策定54橋	折加内橋 橋梁点検10橋 計画策定54橋 町	83,100
新緑公園整備事業	町	95,000	32,500	15,400	41,800	野球場フェンス 設置	83,100
				65,000	30,000		

(単位:千円)

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針IV）
 【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
吉岡寺町墓地通路 改修事業	町	7,100			墓地通路改修工 基		
(略)							
町道整備事業	町	214,000	川原町汐見町線 L=220m W=4.3～4.7m	汐見町7号線 L=50m W=8.5m	外 外1 公営住宅線 L=220m W=4m～10.5m	駅前団地2号線 L=160m W=4.0m 町	182,000
町道局部改良事業	町	35,000	福島小学校線 (委託) L=50m W=8.5m 調査測量設計	福島小学校線 (工事) L=50m W=8.5m			
町道舗装補修事業	町	15,800	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	本町1号線 L=100m W=3.5m	黒岩線 L=160m W=6.0m	吉野1号線、2号 線外 町	22,200
(略)							
道路台帳デジタル 化事業	町	12,800			道路台帳デジタル 化		
橋梁長寿命化事業	町	141,900	桧倉橋	黒野橋 補修設計	折加内橋 橋梁点検4橋 計画策定54橋	折加内橋 橋梁点検10橋 計画策定54橋 町	83,100
新緑公園整備事業	町	95,000	32,500	15,400	41,800	野球場フェンス 設置	83,100
				65,000	30,000		

(単位:千円)

中塚桶配水管移設 事業	町	163,500	実施設計 9,500	既設管撤去 並設配管布設 50,500 配水管移設φ300 L=31.0m,2本管 繰上実施設計	実施設計 6,300	配水管深渠 並設配管撤去 97,200		
塩釜地区配水管移 設事業	町	23,200						
老朽配水管更新事 業	町	47,900	三岳地区国道横 断配管 L=36.0m 実施設計 20,600	23,200 白符地区国道横 断配管 L=40.0m 実施設計	町道汐見町4号 線 L=45.0m 実施設計 6,500	福島地区配水管 L=100.0m 実施設計 13,800		
浄水場施設設備更 新事業	町	9,800	岩瀬浄水場減速 設備 1式 更新 実施設計 5,800	岩瀬浄水場流量 計更 新1式 更新 実施設計 4,000				
(略)								
項目合計	18	958,600	220,500	241,900	179,200	317,000	7	436,000

中塚桶配水管移設 事業	町	139,000						
塩釜地区配水管移 設事業	町	36,800						
老朽配水管更新事 業	町	50,800	三岳地区国道横 断配管 L=36.0m 実施設計 20,600	36,800 白符地区国道横 断配管 L=45.0m 実施設計	町道汐見町4号 線 L=45.0m 実施設計 6,500	福島地区配水管 L=100.0m 実施設計 13,800		
浄水場施設設備更 新事業	町	22,700	岩瀬浄水場減速 設備 1式 更新 実施設計 5,800	岩瀬浄水場流量 計更 新1式 更新 実施設計 8,300				
(略)								
項目合計	19	987,800	211,000	181,800	359,200	235,800	8	597,000

16頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】防災・消防体制の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
防災・減災対策事業	町	98,600		大型トイシ カー、テント式 バーベキュー	非常用電源設備 更新		
日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震 における津波避難 緊急事業	町	111,100	津波避難対策計 画基礎調査	津波避難対策計 画策定	20,000	避難路整備 コンテナ整備	避難路整備 コンテナ整備
			3,900	7,200	50,000	50,000	200,000
(略)							
普通河川整備事業	町	97,800	瀬内川=100m 板橋川=46m 測量調査設計 外	福島川 掘削工 =88m			
			48,000	49,800			
(略)							
項目合計	12	424,100	81,300	208,000	77,400	57,400	216,800

16頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】防災・消防体制の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
防災・減災対策事業	町	20,000			非常用電源設備 更新		
日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震 における津波避難 緊急事業	町	51,100	津波避難対策計 画基礎調査	津波避難対策計 画策定	20,000	避難路整備 コンテナ整備	避難路整備 コンテナ整備
			3,900	7,200	20,000	20,000	80,000
(略)							
普通河川整備事業	町	88,000	瀬内川=100m 板橋川=46m 測量調査設計 外	福島川			
			48,000	40,000			
(略)							
項目合計	12	275,700	81,300	119,600	47,400	27,400	96,800

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針IV）

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針IV）

【項目】生活基盤の確保

【項目】生活基盤の確保

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
テレビジョン中継局地上デジタル送信機等更新事業	町	154,300			白旗テレビジョン中継局、地上デジタル送信機等更新事業 72,600	福島テレビジョン中継局、地上デジタル送信機等更新事業 85,000	
(略)							
項目合計	3	187,100	6,100	8,900	78,200	93,900	2
							35,600

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
テレビジョン中継局地上デジタル送信機等更新事業	町	157,600			白旗テレビジョン中継局、地上デジタル送信機等更新事業 72,600	福島テレビジョン中継局、地上デジタル送信機等更新事業 85,000	
(略)							
項目合計	3	190,400	6,100	81,500	8,900	93,900	2
							35,600

20頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）
 【項目】 地域生活を支える取組の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
冬の生活支援事業	町	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000
(略)							
項目合計	2	28,000	7,000	7,000	7,000	7,000	28,000
基本方向合計	37	1,507,900	343,400	387,400	321,800	455,300	636,400

20頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）
 【項目】 地域生活を支える取組の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
冬の生活支援事業	町	26,000	5,000	7,000	7,000	7,000	28,000
(略)							
項目合計	2	34,000	7,000	9,000	9,000	9,000	36,000
基本方向合計	38	1,694,800	333,900	490,300	464,500	406,100	925,400

22頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）
 【項目】 移住・定住の支援

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
定住促進住宅整備事業	町	118,100	住宅建設1棟、 工事監理外	住宅建設1棟	住宅建設2棟	住宅建設2棟	
定住向け町有住宅整備事業	町	351,700	63,100	建設工事1棟2戸 工事監理外 実施設計(次年 度分)	建設工事1棟2戸 工事監理外 実施設計(次年 度分)	建設工事1棟2戸 工事監理外 実施設計(次年 度分)	建設工事1棟2戸 工事監理外 工事監理外
項目合計	3	499,800	70,600	121,900	188,500	118,800	255,800

22頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針Ⅴ）
 【項目】 移住・定住の支援

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
定住促進住宅整備事業	町	122,900	住宅建設1棟、 工事監理外	実施計画(次年 度分)	住宅建設1棟	住宅建設2棟	
定住向け町有住宅整備事業	町	365,000	63,100	4,800	建設工事1棟2戸 工事監理外 実施設計(次年 度分)	建設工事1棟2戸 工事監理外 実施設計(次年 度分)	建設工事1棟2戸 工事監理外 工事監理外
項目合計	3	517,900	70,600	140,000	188,500	118,800	255,800

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）
 【項目】行財政運営の推進

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）
 【項目】行財政運営の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)	
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
公用車更新事業	町	29,800	普通車1台(建設)、軽自動車1台(福祉ト)	普通車1台(建設)、トラック1台(町民)	普通車2台(建設、税務)、軽自動車1台(商工)	普通車1台(生涯)、トラック1台(商工)	普通車(町長送迎車、交通安全車)	町
情報系サーバー・業務用パソコン更新事業	町	63,800	5,500 備償資金組合償還金	8,000 備償資金組合償還金	8,300 備償資金組合償還金	8,000 備償資金組合償還金	7,000 備償資金組合償還金	
(略)								
役場庁舎等改修事業	町	40,700				エレベーター更新		
行政デジタル化推進事業	町	105,500				22,000 次期LIGWAN更新	25,500 ウェブサイト移行	
町勢要覧作成事業	町	0	26,600	71,900			7,000	
項目合計	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	19,400	2
基本方向合計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	275,200	5
総合計	113	5,269,700	1,546,400	1,310,500	1,150,800	1,262,000	3,894,200	49

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)	
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
公用車更新事業	町	29,800	普通車1台(建設)、軽自動車1台(福祉ト)	普通車1台(建設)、トラック1台(町民)	普通車2台(建設、税務)、軽自動車1台(商工)	普通車1台(生涯)、トラック1台(商工)	普通車(町長送迎車、交通安全車)	町
情報系サーバー・業務用パソコン更新事業	町	59,000	5,500 備償資金組合償還金	8,000 備償資金組合償還金	8,300 備償資金組合償還金	8,000 備償資金組合償還金	7,000 備償資金組合償還金	
(略)								
役場庁舎等改修事業	町	37,200						
行政デジタル化推進事業	町	36,000				22,000 次期LIGWAN更新	15,200 ウェブサイト移行	
町勢要覧作成事業	町	4,000	26,600	2,400			7,000	
項目合計	6	199,200	45,700	50,000	27,400	76,100	19,400	2
基本方向合計	10	807,900	208,800	171,900	225,900	201,300	275,200	5
総合計	109	4,737,100	1,555,900	1,030,000	948,600	1,302,000	3,634,000	47

議案第59号

福島町森林整備計画の策定について

福島町森林整備計画を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 福島町森林整備計画
(別冊2のとおり)

議案第60号

第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について

第3期福島町人口ビジョン・総合戦略を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第3期福島町人口ビジョン・総合戦略
(別冊3のとおり)

議案第 6 1 号

第 4 期福島町地域福祉計画の策定について

第 4 期福島町地域福祉計画を策定したいので、福島町議会基本条例第 1 1 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第 4 期福島町地域福祉計画
(別冊 4 のとおり)

議案第62号

第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について

第3期福島町子ども・子育て支援事業計画を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画
(別冊5のとおり)

議案第63号

令和7年度福島町一般会計予算

令和7年度福島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,524,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 町税		千円 492,885
	1 町民税	138,632
	2 固定資産税	302,843
	3 軽自動車税	10,336
	4 町たばこ税	32,497
	5 入湯税	8,577
2 地方譲与税		32,610
	1 自動車重量譲与税	19,000
	2 地方揮発油譲与税	6,000
3 利子割交付金		150
	1 利子割交付金	150
4 配当割交付金		1,000
	1 配当割交付金	1,000
5 株式等譲渡所得割交付金		900
	1 株式等譲渡所得割交付金	900
6 法人事業税交付金		4,000
	1 法人事業税交付金	4,000
7 地方消費税交付金		100,000

款	項	金額
		千円
	1 地方消費税交付金	100,000
8 環境性能割交付金		2,000
	1 環境性能割交付金	2,000
9 地方特例交付金		250
	1 地方特例交付金	250
10 地方交付税		2,141,000
	1 地方交付税	2,141,000
11 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
12 使用料及び手数料		81,444
	1 使用料	68,799
	2 手数料	12,645
13 国庫支出金		269,936
	1 国庫負担金	137,328
	2 国庫補助金	130,908
	3 国庫委託金	1,700
14 道支出金		180,257
	1 道負担金	116,862
	2 道補助金	42,669

款	項	金額
		千円
	3 道委託金	20,726
15 財産収入		21,551
	1 財産運用収入	15,775
	2 財産売払収入	5,776
16 寄付金		70,100
	1 寄付金	70,100
17 繰入金		454,287
	1 他会計繰入金	3
	2 基金繰入金	454,284
18 繰越金		10
	1 繰越金	10
19 諸収入		152,173
	1 延滞加算金及び過料	2
	2 町預金利子	136
	3 貸付金元利収入	90,553
	4 受託事業収入	831
	5 雑入	60,651
20 町債		519,700
	1 町債	519,700

款	項	金 額
		千円
歳	入 合 計	4,524,254

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 50,815
	1 議会費	50,815
2 総務費		560,239
	1 総務管理費	418,840
	2 徴税費	13,480
	3 戸籍住民基本台帳費	23,673
	4 選挙費	13,303
	5 統計調査費	3,617
	6 監査委員費	1,693
	7 財政基金費	85,633
3 民生費		574,290
	1 社会福祉費	370,761
	2 児童福祉費	198,021
	3 災害救助費	5,508
4 衛生費		417,521
	1 保健衛生費	160,893
	2 清掃費	256,628
5 労働費		101
	1 労働諸費	101

款	項	金額
6 農林水産業費		千円 254,549
	1 農業費	23,069
	2 林業費	54,757
	3 水産業費	176,723
7 商工費		116,596
	1 商工費	116,596
8 土木費		391,685
	1 土木管理費	2,036
	2 道路橋梁費	158,589
	3 河川費	53,758
	4 都市計画費	23,981
	5 住宅費	153,321
9 消防費		324,113
	1 消防費	324,113
10 教育費		247,145
	1 教育総務費	116,472
	2 小学校費	24,402
	3 中学校費	12,446
	4 社会教育費	9,576

款	項	金額
	5 保健体育費	千円 84,249
11 公債費		608,605
	1 公債費	608,605
12 諸支出金		261,729
	1 災害援護資金貸付金	3,500
	2 特別会計繰出金	258,229
13 職員給与費		711,866
	1 職員給与費	711,866
14 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳	出	合
		計
		4,524,254

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
業務用パソコン譲受代金に関する債務負担行為	令和7年度から 令和11年度まで	34,358千円
漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和7年度から 令和15年度まで	712千円
有害鳥獣駆除用車両譲受代金に関する債務負担行為	令和7年度から 令和11年度まで	3,100千円
校務用パソコン譲受代金に関する債務負担行為	令和7年度から 令和11年度まで	16,209千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出産祝金交付事業債	千円 3,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
定住促進住宅奨励事業債	3,000			
人財育成事業基金債	5,000			
雇用奨励等支援事業債	6,000			
定住促進住宅整備事業債	3,500			
地上デジタル送信機整備事業債	47,300			
災害援護資金貸付債	3,500			
安心生活創造事業債	4,000			
認定こども園福島保育所整備事業債	111,300			
子ども医療費助成事業債	4,000			
ウニ移殖放流事業債	2,500			
種苗生産育成事業債	3,000			
水産物供給基盤機能保全事業債	7,300			
吉岡漁港岸壁改良整備事業債	25,600			
プレミアム付商品券発行事業債	10,800			
街灯料助成事業債	1,500			
橋梁長寿命化事業債	6,600			
町道川原町汐見町線整備事業債	28,000			
福島小学校線局部改良整備事業債	30,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通河川河道整備事業債	49,800			
空家対策等支援事業債	6,000			
定住向け町有住宅整備事業債	95,700			
高規格救急車整備事業債	43,500			
消火栓整備事業債	5,000			
教育コンピュータ整備事業債	6,700			
公有林整備事業債	6,600			
計	519,700			

3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構・日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

議案第64号

令和7年度福島町国民健康保険特別会計予算

令和7年度福島町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ662,170千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 83,636
	1 国民健康保険税	83,636
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 道支出金		532,382
	1 道負担金	532,382
4 繰入金		46,018
	1 他会計繰入金	45,616
	2 基金繰入金	402
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7
	1 延滞金・加算金及び過料	4
	2 雑入	3
7 財産収入		116
	1 財産運用収入	116
歳入	合計	662,170

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 5,516
	1 総務管理費	2,464
	2 徴税費	1,925
	3 運営協議会費	209
	4 特別対策事業費	918
2 保険給付費		520,667
	1 療養諸費	446,316
	2 高額療養費	72,300
	3 移送費	100
	4 助産諸費	1,501
	5 葬祭諸費	450
3 国民健康保険事業費納付金		120,021
	1 国民健康保険事業費納付金	120,021
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		13,559
	1 特定健康診査等事業費	7,829
	2 保健事業費	5,730
6 諸支出金		280

款	項	金額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	280
7 基金積立金		117
	1 基金積立金	117
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳	出	合
		計
		662,170

議案第 6 5 号

令和 7 年度福島町介護保険特別会計予算

令和 7 年度福島町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ 521, 132 千円とし、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ 1, 639 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

保 險 事 業 勘 定

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 90,162
	1 介護保険料	90,162
2 国庫支出金		136,534
	1 国庫負担金	82,702
	2 国庫補助金	53,832
3 支払基金交付金		133,453
	1 支払基金交付金	133,453
4 道支出金		77,163
	1 道負担金	70,539
	2 道補助金	6,624
5 財産収入		80
	1 財産運用収入	80
6 繰入金		83,684
	1 一般会計繰入金	82,208
	2 介護サービス事業勘定繰入金	1,476
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		55
	1 雑入	53

款	項	金額
	2 延滞金・加算金及び過料	千円 2
歳	入 合 計	521,132

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 6,938
	1 総務管理費	1,099
	2 徴収費	506
	3 介護認定審査会費	5,153
	4 運営協議会費	180
2 保険給付費		471,507
	1 保険給付費	460,000
	2 高額介護サ - ビス等費	9,700
	3 高額医療合算介護サービス等費	1,400
	4 その他諸費	407
3 地域支援事業費		42,385
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	17,526
	2 一般介護予防事業費	5,180
	3 包括的支援事業費	18,474
	4 任意事業費	1,150
	5 その他諸費	55
4 基金積立金		81
	1 基金積立金	81
5 予 備 費		100

款	項	金額
	1 予備費	千円 100
6 諸支出金		121
	1 償還金及び還付加算金	118
	2 繰出金	3
歳	出	合
		計
		521,132

サービス事業勘定

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 サービス収入		千円 1,638
	1 介護給付費収入	1,638
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,639

歳 出

款	項	金 額
1 サービス事業費		千円 163
	1 居宅介護サービス事業費	163
2 諸支出金		1,476
	1 繰出金	1,476
歳 出 合 計		1,639

議案第66号

令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度福島町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,873千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 44,913
	1 後期高齢者医療保険料	44,913
2 繰入金		34,954
	1 一般会計繰入金	34,954
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 雑入	1
歳 入 合 計		79,873

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,246
	1 総務管理費	773
	2 徴収費	473
2 後期高齢者医療広域連合納付金		78,467
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	78,467
3 諸支出金		60
	1 償還金及び還付加算金	60
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		79,873

議案第67号

令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

令和7年度福島町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 診療事業収入		千円 71,770
	1 保険診療収入	62,175
	2 保険外診療収入	9,595
2 繰入金		54,371
	1 他会計繰入金	54,371
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		21
	1 預金利子	1
	2 雑入	20
歳入合計		126,172

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 47,522
	1 総務管理費	47,522
2 診療事業費		67,829
	1 診療費	67,829
3 諸支出金		10
	1 償還金及び還付加算金	10
4 公債費		10,511
	1 公債費	10,511
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		126,172

令和7年度福島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度福島町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1, 850戸
(2) 年間給水量	284, 000 m ³
(3) 一日平均給水量	778 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 配水管整備事業	62, 800千円
(イ) メーター改良事業	5, 375千円
(ウ) 施設整備事業	8, 300千円
(エ) 固定資産購入費	5, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	106, 237千円
第1項 営業収益	89, 289千円
第2項 営業外収益	16, 948千円
支 出	
第1款 水道事業費用	108, 879千円
第1項 営業費用	103, 579千円
第2項 営業外費用	4, 800千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25, 424千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3, 583千円、過年度分損益勘定留保資金21, 841千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	72, 612千円
第1項 企業債	30, 000千円
第2項 他会計補助金	1, 512千円
第3項 道支出金	35, 500千円
第4項 工事負担金	5, 600千円
支 出	
第1款 資本的支出	98, 036千円
第1項 建設改良費	82, 036千円
第2項 企業債償還金	16, 000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管 移設事業	千円 11,800	証書借入	3.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 については、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の率)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財 政その他の都合によ り繰上償還又は低利 に借り換えることが できる。
老朽配水管 更新事業	9,900			
浄水場施設 設備更新事業	8,300			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第69号

令和7年度福島町浄化槽事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度福島町の浄化槽事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	473人
(2) 年間処理水量	81,103 m ³
(3) 一日平均処理水量	222 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 浄化槽整備事業	23,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	浄化槽事業収益	45,992千円
第1項	営業収益	4,620千円
第2項	営業外収益	41,372千円
支 出		
第1款	浄化槽事業費用	41,628千円
第1項	営業費用	40,024千円
第2項	営業外費用	1,504千円
第3項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,627千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額975千円、過年度分損益勘定留保資金7,427千円、当年度分損益勘定留保資金4,225千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	23,000千円
第1項	企業債	13,700千円
第2項	他会計補助金	4,278千円
第3項	国庫補助金	3,626千円
第4項	工事分担金	1,396千円
支 出		
第1款	資本的支出	35,627千円
第1項	建設改良費	23,000千円
第2項	企業債償還金	12,627千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽事業	千円 13,700	普通貸借 又は 証書借入	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 については、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の率)	政府資金については その融資条件によ る。 銀行その他の資金に ついては、貸付先と 協議して定める。 ただし企業財政その 他の都合により繰上 償還又は低利に借り 換えることができ る。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第7条 浄化槽事業に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,662千円である。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第70号

福島町財政調整基金の積立金の処分について

次のとおり福島町財政調整基金の積立金を令和7年度福島町一般会計に繰り入れ支消するものとする。

令和7年3月11日 提出

福島町長 鳴海 清春

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 支消金額 | 400,000千円以内 |
| 2 | 支消の目的 | 地方財政法第4条の4第1項第1号による経費の財源に
充当するため |

議案第71号

令和6年度福島町一般会計補正予算（第9号）

令和6年度福島町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163,510千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,609,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第72号

令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,667千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ661,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第73号

令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,793千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第74号

令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,868千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第75号

令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

令和6年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,899千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海清春

令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度福島町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

（ア）配水管整備事業 72,000千円 を 51,158千円とする。

（イ）メーター改良事業 7,326千円 を 5,792千円とする。

（ウ）施設整備事業 7,700千円 を 7,260千円とする。

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	106,107千円	-1,796千円	104,311千円
第1項 営業収益	88,131千円	787千円	88,918千円
第2項 営業外収益	17,976千円	-2,583千円	15,393千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	108,850千円	-1,760千円	107,090千円
第1項 営業費用	105,950千円	-1,760千円	104,190千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25,936千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,366千円、過年度分損益勘定留保資金17,570千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額24,376千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,271千円、過年度分損益勘定留保資金18,105千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	79,700千円	-21,256千円	58,444千円
第1項 企業債	79,700千円	-21,500千円	58,200千円
第2項 他会計補助金	0千円	244千円	244千円
	支	出	
第1款 資本的支出	105,636千円	-22,816千円	82,820千円
第1項 建設改良費	92,036千円	-22,816千円	69,220千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	
	変 更 前	変 更 後
老朽配水管更新事業	20,600千円	14,000千円
配水管復旧事業	41,900千円	37,000千円
配水管移設事業	9,500千円	0千円
浄水場施設設備更新事業	7,700千円	7,200千円

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	15,566千円	322千円	15,888千円

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第77号

令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度福島町の浄化槽事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

（ア）浄化槽整備事業 23,000千円 を 26,510千円とする。

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 浄化槽事業収益	68,830千円	-22,797千円	46,033千円
第1項 営業収益	4,417千円	-724千円	3,693千円
第2項 営業外収益	63,068千円	-22,073千円	40,995千円
	支	出	
第1款 浄化槽事業費用	38,571千円	-4,199千円	34,372千円
第1項 営業費用	37,123千円	-4,125千円	32,998千円
第2項 営業外費用	1,348千円	-74千円	1,274千円

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,727千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,091千円、引継金209千円、当年度分損益勘定留保資金7,427千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,727千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,410千円、当年度分損益勘定留保資金7,317千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	27,961千円	-1,451千円	26,510千円
第1項 企業債	22,000千円	-500千円	21,500千円
第2項 他会計補助金	939千円	-389千円	550千円
第3項 国庫補助金	3,626千円	-412千円	3,214千円
第4項 工事分担金	1,396千円	-150千円	1,246千円

	支	出	
第1款 資本的支出	37,688千円	-1,451千円	36,237千円
第1項 建設改良費	27,961千円	-1,451千円	26,510千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	
	変 更 前	変 更 後
浄化槽事業	18,600千円	21,500千円

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第78号

青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の
議決更正について

令和6年6月20日議決（議案第9号）の工事請負契約を次のとおり更正する。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

記

契約の目的	契約金額	
	変更前	変更後
青少年交流センター増築工事の内建築主体工事	174,020,000 円	180,631,000 円

議案第79号

青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の
議決更正について

令和6年6月20日議決(議案第10号)の工事請負契約を次のとおり更正する。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

記

契約の目的	契約金額	
	変更前	変更後
青少年交流センター増築工事の内機械設備工事	65,560,000 円	69,894,000 円

同意第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	石倉 正史
年 齢	6 9 歳

同意第 3 号

福島町農業委員会委員の選任について

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	佐藤 孝男
年 齢	7 8 歳

同意第 4 号

福島町農業委員会委員の選任について

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	本庄 喜美雄
年 齢	7 4 歳

同意第 5 号

福島町農業委員会委員の選任について

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	今井 隆
年 齢	7 8 歳

同意第 6 号

福島町農業委員会委員の選任について

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	久野 寿蔵
年 齢	5 0 歳

同意第7号

福島町農業委員会委員の選任について

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	山本 幸子
年 齢	67歳

同意第 8 号

福島町農業委員会委員の選任について

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	花田 妙子
年 齢	4 9 歳

同意第 9 号

福島町農業委員会委員の選任について

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	管藤 光男
年 齢	6 2 歳

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年3月11日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	金谷 栄一郎
年 齢	70歳

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	工藤 泰
年 齢	6 5 歳